

GUARDIAN+R 利用規約

第1条 <用語の定義>

次の用語の意義は、以下に定めるところによる。

- ・本機材
本契約によりお客様が購入した記憶媒体
- ・本設置場所
お客様が本機材の設置場所として指定した場所
- ・本設定
本機材の内部にデータバックアップを行う等の各種設定、及び追加オプションにて当社提供のクラウドサービスへのバックアップを取得する本機材の設定
- ・本保守サービス
本設定後において、バックアップサービスが利用できなくなった場合に、当社が提供する保守作業
- ・機材費・基本設定費
本機材及び最初におこなう本設定の対価
- ・保守月額費
契約期間中の本保守サービスの対価（月額）

第2条 <契約期間・中途解約・更新>

1. 申込時に定めた期間を最低契約期間（「最低利用期間」ともいいます）とします。申込時に期間を定めなかった場合、最低契約期間は2年間とします。
2. 最低契約期間中におけるお客様からの中途解約はできません。またお客様が、契約期間満了の1カ月前までに更新しない旨のお申し出がない限り、従前と同一の契約内容で自動更新となります。
3. 本契約が最低契約期間経過前に終了した場合、お客様は最低契約期間満了日までの保守月額費相当額を当社に支払うものとします。
4. 最低契約期間経過後は、解約の申入をすることができ、申入の翌月末日に解約の効力が生じます。
5. 第2項の申出及び第4項の申入は、当社所定の手続によりおこなうものとします。

第3条 <お客様の権利>

1. お客様のデータの知的財産権はお客様に帰属します。ただし、他者の知的財産権で保護されているデータについてはこの限りではありません。
2. 当社はお客様のデータに対する知的財産権を一切主張しません。ただし、お客様は、当社が本契約を履行するのに必要な範囲で、お客様のデータを利用及び複製することを承諾するものとします。
3. 本契約は、当社の提供するサービス及び当社の有する知的財産権についてお客様に権利を付与するものではありません。

第4条 <お客様の責任>

本設定後、お客様がその設定を変更したときは、その後に生じたデータの損傷・滅失又は本機材の不具合について、当社は一切の責任を負いません。

第5条 <当社がお客様に行う本機材の保守体制について>

1. 当社(当社が作業を委託する第三者を含みます)は、以下の場合には、メーカー保証に基づきお客様に提供する本機材の調査、本機材の修補、設定変更、筐体変更その他の作業を行うことができるものとします。
 - ① お客様の依頼がある場合
 - ② 本機材に不具合がある場合
 - ③ 本保守サービスを提供するために必要がある場合
2. 保守時間は原則として祝祭日を除き、月曜日から金曜日までの9時から18時（ただし当社昼休みの12時から13時は除く）までとし、当社の休業日（夏季・冬季休業、創立記念日等）における保守については、原則として行わないものとします。なお、特急対応オプションをご依頼の場合における保守時間はこの限りではございません。
3. 当社は、本機材が正常に動作しない等の故障が発生した場合、または当該故障の発生の恐れがあることが発見された場合、お客様の請求に基づき、速やかに当該故障の原因の確認及び診断を行うものとします。

4. 当社は、本機材に関する情報の提供、および質疑応答を適宜行います。
5. 当社は、必要があると判断した場合には、本機材のソフトウェアのバージョンアップを行うものとします。但し、基本設定後にお客様が使用する環境が変更されたことによりバージョンアップが必要になった場合には、お客様が自己の責任の上で行うものとします。
6. お客様の要望によるバージョンアップは、別途費用等について協議の上で行うことがあります。

第6条 <営業秘密等の漏洩等の禁止>

1. お客様は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものを入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報の存在、もしくは内容を漏らし、又は本保守サービスの利用以外の目的でこれを利用してはいけません。
2. 前項の規定は、本保守サービスの終了後も適用するものとします。

第7条 <契約上の地位の処分の禁止等>

お客様は、当社の承諾がない限り、本保守サービス利用規約にもとづくお客様の地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。

第8条 <当社からの通知>

当社がお客様に対して電子メール、郵便又はファックス等で通知をした場合には、その内容をよく読み、不明点があるときは、当社に問い合わせをしてください。

第9条 <変更の届出>

1. 本保守サービスの申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社へ届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本保守サービスの提供及び本保守サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併その他組織変更により本規約にもとづくお客様の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本規約にもとづくお客様の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第10条 <本保守サービスの利用に関する規則>

1. 当社は、本保守サービス利用に際してお客様が遵守すべき事項を明らかにするために、本規約とは別に本保守サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等適当な方法でお客様に知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客様に知らせます。
3. お客様は、本規約ほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守することを承諾します。

第11条 <サービスの提供の停止>

1. 当社は、以下の場合には、お客様が本規定に違反する行為を行っているとき（保守月額費を滞納しているときを含みます）は、直ちに無催告で本保守サービス、データ復旧保証、その他のサービスの提供を停止することができます。
2. お客様は、前項により当社がサービスの提供を停止した場合であっても、その間の分の保守月額費の支払義務を免れることはできません。

第12条 <本保守サービスの廃止>

1. 当社は、業務上の都合により、本保守サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める本保守サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客様に通知します。
3. 本保守サービスの全部が廃止された場合には、本契約は終了します。

第13条 <サービスの利用不能等>

1. お客様は、以下の各号に定める事態が生じうるものであることを了承するものとし、当該自体による当社の

責任を追究しないものとします。

- ① お客様の環境の不具合や電気通信の障害や遅延
- ② 当社が設定したバックアップシステムがコンピューターウイルス又はセキュリティ上の欠陥等のために、データが滅失、損傷又は改変される事態

第14条 <不可抗力・除外事項>

次に掲げる事由により本機材が正常に機能しなくなったときは、当社は責任を負わないものとし、新しい機材の設置・再度の設定等の必要が生じたときは別途お客様当社の協議の上、その実施時期、料金等を決定するものとします。

- (1) お客様の責に帰すべき事由
- (2) 本設定後に本機材の使用環境が変更されたこと（当社が変更した場合を除く）
- (3) 本設定後に、本機材の設定が変更されたこと（当社が変更した場合を除く）
- (4) メーカー保証の範囲外の本機材の滅失、損傷又は不具合

第15条 <免責・損害賠償>

1. 当社（当社の代表者又はその使用する者を含みます。以下、本条において同じ）の債務不履行又は本契約を履行する過程でなされた不法行為によりお客様が損害を蒙った場合には、お客様は当社に対し、損害賠償を請求ができます。ただし、お客様が当社に請求できる損害賠償金は、保守月額費1か月分の範囲内とします。
2. 本契約が消費者契約である場合には、前項の債務不履行又は不法行為が当社の故意又は重大な過失によるときは、前項ただし書は適用しません。

第16条 <対価の支払い>

1. 本契約の対価の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客様がこれを負担するものとします。
2. お客様が期限までに本契約の対価を支払わない場合には、お客様はその期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. 支払いは、当社の定める方法（銀行への振込、あるいはお客様が指定した銀行口座からの自動振替等）によって行うものとします。
4. 本契約期間中に、お客様に起因する事由により本契約の効力が失われた場合、当社は失効理由の如何を問わず、当社に支払われた料金の全部もしくは一部の返金義務を負わないこととします。

第17条 <当社の行う解約>

1. 当社は、お客様について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本契約の解約を行うことができます。
 - (1) 本契約に違反した場合
 - (2) 民事再生開始、更生手続開始もしくは破産手続開始その他の倒産手続の申立があった場合、又は差押え、仮差押えもしくは仮処分の申立を受けた場合
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合
 - (4) 合併、会社分割、解散、清算、または事業の全部またはその重要な一部を第三者に譲渡した場合
 - (5) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合当社は、本条に定める解約を行った場合であっても、そのお客様に対する損害賠償請求権を失わないものとします。
2. 当社は、本条に定める解約を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第18条 <反社会的勢力の排除>

1. 当社及びお客様は、相手方に対して、お客様が本規約に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役員が次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。以下同じ）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (2) 暴力団関係企業
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
 - (4) 前各号に準じるもの。

3. 当社及びお客様は、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当する恐れのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為
4. 当社及びお客様は、相手方が前二項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本契約の解約を行うことができるものとします。
5. 当社及びお客様は、本条に定める解約を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解約された当事者は、解約した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第19条 <準拠法>

本契約の準拠法は、日本国の法令とします。

第20条 <裁判管轄>

本契約に関する紛争（調停を含む）については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 <紛争解決のための努力>

本契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第22条 <本規約の改定>

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、当社ウェブサイトにて変更適用日及び変更後の内容を周知するものとし、お客様が変更適用日後に解約の申入をせず本契約を継続した場合には、お客様は本規約の変更合意したものみなし、変更適用日以後は変更後の本規約が適用されるものとします。